

令和6年度貝塚市物価高騰対策給付金(1世帯あたり3万円) および子ども加算分(児童1人あたり2万円)のご案内

※受給には手続きが必要な場合があります

- この給付金は物価高騰対策として、低所得世帯（令和6年度住民税非課税世帯）を支援するため、1世帯あたり3万円を支給するものです。
- 非課税世帯のうち、18歳以下（平成18年4月2日生まれ以降）の児童がいる世帯には、子ども加算分として児童1人あたり2万円を加算して支給します。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要な場合があります**。（裏面をご確認ください。）
- この給付金は、差押禁止等及び非課税の対象となります。

支給対象者

下記の①②をいずれも満たす世帯の世帯主

- ①令和6年12月13日（基準日）において本市の住民基本台帳に記録されている世帯
- ②世帯全員の令和6年度住民税均等割が非課税である世帯

【対象外となる世帯】

- ・ 他市町村で実施の同様の給付金対象世帯
- ・ 世帯員全員が、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている世帯
- ・ 租税条約による住民税の免除を受けている方を含む世帯
- ・ 課税となる所得があるのに未申告である方を含む世帯（申告がまだの方は先に申告をお済ませください。）

子ども加算分支給対象児童

- 支給対象者と令和6年12月13日（基準日）において同一世帯となっている18歳以下（平成18年4月2日生まれ以降）の児童
- 令和6年12月14日から令和7年6月30日までに生まれた子
- 基準日時点で、別世帯にいるが、生計が同一である児童

【対象外となる児童】

- ・ 施設入所（措置）児童は施設への住所の異動に関わらず対象児童とはなりません。
- ・ 支給対象者である世帯主が18歳以下の児童の場合、その児童は子ども加算対象児童とはなりません。

申請期限

令和7年6月30日（月）【消印有効】

ただし、令和7年6月18日から30日までに生まれた子についての子ども加算分の申請は、令和7年7月14日（月）【消印有効】まで延長して受付します。

給付金の支給時期

「確認書」又は「申請書」を提出された方については、書類に不備がなければ、受理後3週間程度をめぐりに順次支給します。

「支給のお知らせ」が届いた方については、お知らせに記載の振込予定日をご確認ください。

お問い合わせ

〒597-8585 貝塚市畠中1丁目17番1号 貝塚市役所 健康福祉部 福祉総務課
1階エントランス特設会場 物価高騰対策給付金担当

☎ 072-433-7016

受付時間 9:00~17:00（土・日・祝日を除く）

■ 給付金の支給について

「支給のお知らせ」が届いた方

- 支給のお知らせは、支給対象者のうち、「令和5年度貝塚市住民税非課税世帯支援給付金（追加支給分）（7万円）」または、「令和6年度貝塚市低所得世帯支援給付金（10万円）」を世帯主の口座で受給した世帯の世帯主にお送りしています。
- 「令和6年度貝塚市物価高騰対策給付金の支給のお知らせ」をよくお読みください。
記載内容に変更がない場合、手続きは不要です。
- 以下の場合は手続きが必要です。貝塚市のホームページから書類をダウンロードし、必要書類を添付して、**2月28日（金）【必着】**でご提出ください。
 1. 給付金の受給を拒否する場合
 2. 支給のお知らせに記載の振込口座を変更したい場合※口座を変更する場合は、支給のお知らせに記載の日よりも振込が遅れます。ご了承ください。

「確認書」が届いた方

- 確認書は、支給対象者のうち、振込口座が不明な方、令和6年1月2日以降の他市町村からの転入者が世帯にいる方等にお送りしています。
 - 同封の「令和6年度貝塚市物価高騰対策給付金手続のご案内」をよく読んで期限までに手続きをしてください。
- (注意) 提出された書類に不備がある場合は、振込時期が遅れることがありますので、不備がないようご確認のうえ、ご提出ください。

「申請書」が届いた方

- 申請書は、令和6年1月2日から令和6年12月13日までの間に他市町村から転入されてきた方で、本市で課税状況が不明な方がいる世帯の世帯主にお送りしています。
- ご自身の世帯が支給対象であるかどうかご確認ください。支給対象であれば、同封の「令和6年度貝塚市物価高騰対策給付金手続のご案内」をよく読んで、期限までに手続きをしてください。

別途申請が必要な場合（申請書は届きません）

※貝塚市のホームページで申請書をダウンロードしてください。
お電話いただければ郵送も可能です。

- 令和7年1月20日以降に税の申告をして非課税世帯になった世帯主が申請する場合
 - 基準日時点で、別世帯にいるが生計が同一である児童（単身で寮に入っているなど）の子ども加算分を申請する場合
 - 令和6年12月14日から令和7年6月30日までに生まれた子の子ども加算分を申請する場合
- ※支給対象者が令和6年12月14日以降に他市町村に転出した場合でも、貝塚市に申請書の提出が必要です。



「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください！

不審な電話や郵便があった場合は、市役所や最寄りの警察署、または警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。